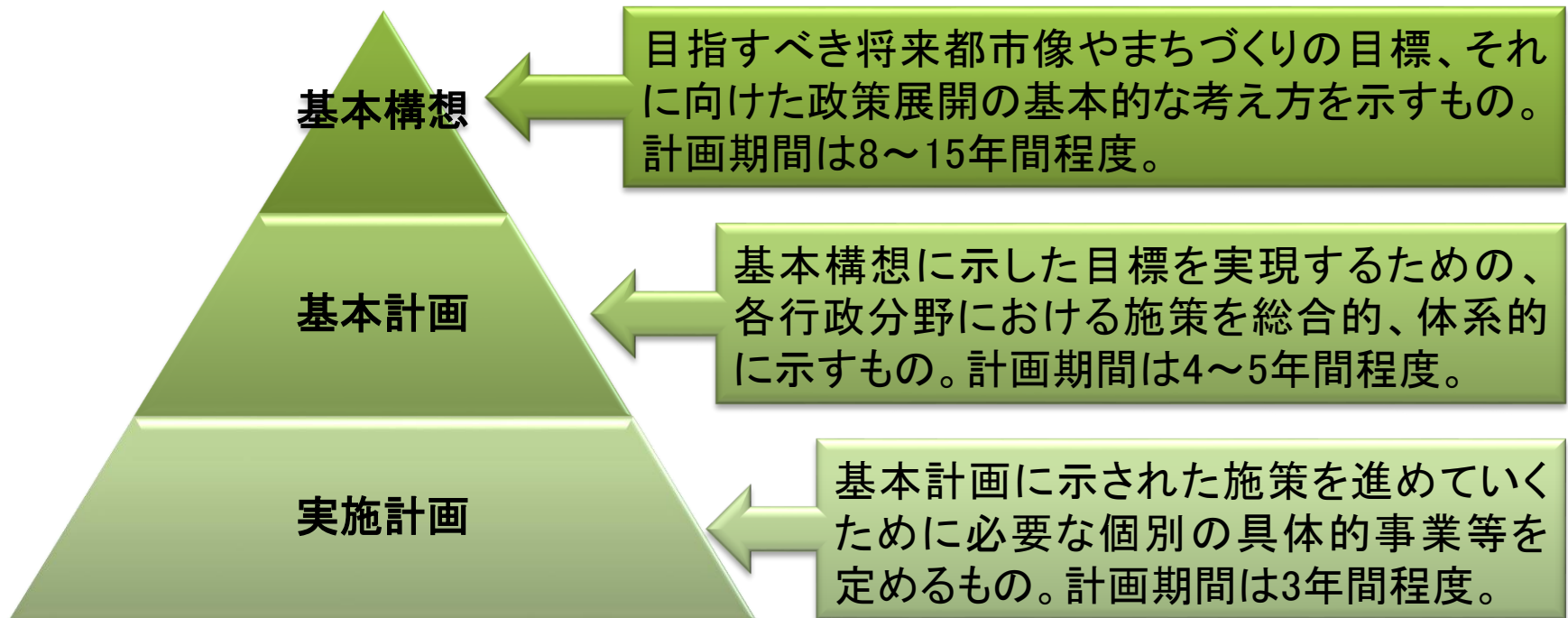


総合計画について

総合計画は、地方自治体が目指すまちの将来像を掲げ、その実現のための施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていくための指針となるもの。**自治体が策定する全ての計画の基本となる。**一般的に、基本構想とこれに基づく基本計画および実施計画からなるものが多い。

一般的な総合計画の構成



小諸市総合計画の計画期間

➤ 第5次基本構想: 12年間

⇒ 平成28年(2016年)から令和9年(2027年)

➤ 第12次基本計画(後期): 4年間

⇒ 令和6年(2025年)から令和9年(2029年)



小諸市総合計画の『計画内容・特徴』

➤ 基本構想:「地域を対象とした計画」

⇒ 市民、市民活動団体、区、事業者、市役所の目標や役割分担の設定

➤ 基本計画:「行政を対象とした計画」

⇒ 基本構想のうち市役所の役割を具体化したもの

➤ 計画期間:市長任期との整合

⇒ 基本構想:12年間 基本計画:4年間かつ計画策定年度を初年度とする

⇒ 市長マニフェストを施策・事業へ反映する

➤ 基本計画と予算の連動

⇒ 予算編成の前提として、基本計画(実施計画)の評価、改善策の検討、計画内容の見直しを行う。小諸市は「計画・評価」と「予算」を連動して行っている。

➤ 審議会と議会が計画の進捗を毎年度チェック

⇒ 成果説明書＝基本計画の評価結果と改善策

⇒ 審議会や議会における議論で納得を得る(アカウンタビリティ)

小諸市総合計画の『計画体系』

小 諸 市 総 合 計 画

第5次基本構想

第12次基本計画

小諸版ウェルネス・シティ

【めざすまちの姿】

住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸

【めざす地域の姿】

(10 地 区 別)

【まちづくりの柱】
政策分野別目標

心豊かで自立できる人が育つまち

【政策1：子育て・教育】

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

【政策2：環境】

一人ひとりが健康に心がけ、
みんなで支え合うまち

【政策3：健康・福祉】

地域の宝、地域の資源を有効活用し、
活気ある豊かなまち

【政策4：産業・交流】

安心して快適に暮らせるまち

【政策5：生活基盤整備】

(構想の実現のために)

すべての主体が参加し、協働するまちづくり

【協働】

(計画の実現のために)

【政策6：協働・行政経営】

【こもろ未来プロジェクト2024】

(政策横断／組織横断)

【施策1-1】教育環境の充実を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます
【施策1-2】安心してこどもを産み育て、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備を進めます
【施策1-3】生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します
【施策1-4】かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します
【施策1-5】スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します
【施策1-6】市民の人権意識を高めます

【施策2-1】ごみの減量と再資源化を進めます
【施策2-2】環境の保全とゼロカーボンを推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します
【施策2-3】市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

【施策3-1】一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らせるよう支援します
【施策3-2】誰もが安心できる福祉環境を整備します
【施策3-3】高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

【施策4-1】持続可能で多様な小諸の「農」と「森林(もり)」を目指します
【施策4-2】地域の強みを活かした企業誘致とビジネス集積を強化し、地域経済の活性化を図ります
【施策4-3】暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

【施策5-1】多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます
【施策5-2】社会基盤の整備と長寿命化を進めます
【施策5-3】水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を進めます
【施策5-4】参加と協働で安全・安心な暮らしを実現します

【施策6-1】参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します
【施策6-2】戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します
【施策6-3】財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます
【施策6-4】変革に柔軟に対応する職員を育成し、市民サービスの向上を図ります